

堺個審答申第94号
(答申第129号)
令和2年8月26日

堺市長 永藤英機様

堺市個人情報保護審議会
会長 石橋 徹也



答 申

令和2年8月17日付け堺子家第1650号で諮問のありました下記諮問案件について、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	「児童扶養手当受給者における養育費に関する意識調査」に関する個人情報（宛名情報）の目的外利用について
分 類	条例第7条第1項第6号【目的外利用・提供禁止の原則の例外】
担 当 課	子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課
審 議 日	令和2年8月19日（第180回）

審 議 結 果

1 審議会の結論

堺市長が堺市個人情報保護条例7条1項6号に基づき諮問した「「児童扶養手当受給者における養育費に関する意識調査」に関する個人情報（宛名情報）の目的外利用について」は、下記留意事項に従って個人情報の保護に万全の措置を講じることを条件に、堺市個人情報保護条例7条1項6号に規定する目的外利用・提供禁止の原則の例外事項として、本件諮問について承認する。

2 留意事項

国の実施する「児童扶養手当受給者における養育費に関する意識調査」に関する問い合わせ等に本市として対応するため、調査対象者を特定できる文書（宛名シールのコピー等）を本市において保管する場合には、当該文書を鍵付きの保管庫に収納するなど厳重な保管・管理を徹底するとともに、上記対応の必要がなくなった時点で、当該文書を速やかに廃棄・削除すること。